

平成30年1月19日（金）
午後3時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第1号 平成29年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

議決事項

議案第1号 平成30年度全国学力・学習状況調査について

議案第2号 寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第3号 寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

玉井委員

12月・1月教育委員会一般事務報告

(12月23日～1月19日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
1	5	金	校長役員会	1月校長会の案件について協議	教育研修センター
	8	月	第64回寝屋川市成人式	1部 式典、2部 旅立ちイベント	市民会館
	12	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウイーナ大阪
	13	土	イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト	生徒による英語発表	アルカスホール
	15	月	中学校給食改善試行（～2月2日）	中学校給食の副食の主菜を食缶で提供	第十中学校
			校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	19	金	学校訪問		
			教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会1月定例会		議会棟5階 第2委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター

1月・2月教育委員会行事計画書

(1月20日～2月28日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
1	21	日	市民体育大会 駅伝競走の部	大会	淀川河川太間地区
	25	木	第12回小中一貫教育全国サミットin京都(～26日)	研修会等	京都府京都市
	28	日	「第64回文化財防火デー」消防訓練	消防訓練、文化財説明会	太間天満宮
	30	火	北河内地区教育長協議会		守口市役所
	31	水	ミュージカル「寝屋のはちかづき」	1月31日(水)～2月2日(金)は小学4年生対象、2月3日(土)は一般公演	アルカスホール
2	1	木	校長役員会	2月校長会案件について協議	教育研修センター
	4	日	第67回北河内地区駅伝競走大会	大会	淀川河川公園(枚方市)
	6	火	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	9	金	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	10	土	ねやがわ子どもフォーラム2018	講演会	中央公民館 講堂他
	11	日	第67回大阪府市町村対抗駅伝大会	大会	服部緑地(豊中市)
			寝屋川市立市民ギャラリー閉館時間の変更	午後8時に閉館	寝屋川市立市民ギャラリー
	14	水	教育実践の褒賞式	教育実践の研究文の褒賞	中央公民館 講堂
	16	金	学校訪問		
			第4回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	本庁2階 第1会議室
	17	土	寝屋川市立校園PTA大会	講演会、音楽祭、広報誌コンクール	アルカスホール
	19	月	寝屋川市立図書館休館(～2月28日)	システム入替え作業	寝屋川市立図書館(3館・4分室)
	20	火	北河内地区教育委員会委員研修会	研修会	守口市役所
	23	金	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会2月定例会		本庁2階 第1会議室
校長役員会			3月校長会案件について協議	教育研修センター	
25	日	寝屋川ハーフマラソン2018	大会	寝屋川公園他	
27	火	3月市議会定例会(第1日)	委員会付託(現年度議案)	市議会議場	
28	水	文教常任委員会	付託事件審査(現年度議案)	議会棟5階 第2委員会室	

報告第1号

平成29年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年1月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

氏名	所属名等	異動内容
アサダ マサシ 浅田 雅史	社会教育部青少年課 (児童指導員)	寝屋川市立 堀溝小学校
タケ マナミ 武 真奈美	社会教育部青少年課 (児童指導員)	寝屋川市立 国松緑丘小学校

議案第1号

平成30年度全国学力・学習状況調査について

平成30年度全国学力・学習状況調査への参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年1月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため。また、各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるため。

平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成29年12月21日
文 部 科 学 省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

平成30年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、中学校の英語予備調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

(ウ) 出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成30年4月17日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い、1単位時間とする。
(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査
平成30年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の

事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 理科については、

①理科の問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

②理科の問題のうち、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた二つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(ウ) 以下をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①都道府県教育委員会

②都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③指定都市教育委員会

④教育委員会

⑤学校

⑥児童生徒

(エ) 各教科の設問ごとの正答率等

(オ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）, 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ①当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ②当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ①当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ②当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ①当該学校全体の状況
- ②各学級の状況
- ③各児童生徒の状況
- ④各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協

力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、以下のような調査結果を活用した取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、三教科五区分の正答数、解答類型等の解答状況及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校IDごとに、三教科五区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの）について、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ①児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ②その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
 - (ウ) 各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる。
 - (エ) 文部科学省においては、(イ)のいずれかの方法により学校間での情報共有を図った学校について、平成32年度の中学校調査の実施の際に生徒が平成29年度に受けた小学校調査の個人票コードを回収することにより、同一児童生徒に関する小学校調査と中学校調査の結果の関係についての分析を行い、関係教育委員会及び学校に対し、分析結果を提供す

ることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏

まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容及び別に定めるガイドラインに基づき利用・公表された内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正

確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に5.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。

イ 調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しない。

ウ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合わせることを、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

① 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

② 理科：1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ2単位時間相当

② 理科 : 1 単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学、理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成30年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 中学校の英語予備調査

1. 調査の目的

平成31年度全国学力・学習状況調査の中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校の中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年及び特別支援学校中学部第3学年の原則として全生徒を対象とする。

(2) 調査の対象としない生徒

ア 特別支援学校中学部及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒のうち、

調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

(ア) 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒

(イ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

イ 教科に関する調査のうち、「聞くこと」及び「話すこと」が必要となる問題について、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、調査の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

(1) 生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 教科は、英語とし、出題範囲は、「IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)」と同様とする。

(イ) 出題形式については、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を問う問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」を問う問題の解答は原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の生徒を対象に、学習意欲等に関する質問紙調査（以下「生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

学校質問紙調査を実施する。

4. 調査実施日等

(1) 調査実施日等

調査の実施日は、平成30年5月1日火曜日から5月31日木曜日の期間中、調査の対象となった学校が実施可能な1日とする。

調査時間は、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」を問う問題を1単位時間、「話すこと」を問う問題を生徒1人当たり15分程度（準備や移動に要する時間を含む。）で実施する。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙5のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする（調査の実施系統図は、別紙6）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 市町村教育委員会は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (4) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査の結果を公表するとともに、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）及び当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型、調査の実施状況を公表する。

(2) 調査結果の提供

文部科学省は、対象教育委員会及び対象学校に対して、以下のとおり調査結果を提供する。

(ア) 対象教育委員会に対しては、その設置管理する対象学校の状況に関する調査結果

(イ) 対象学校に対しては、当該対象学校の状況に関する調査結果

(3) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

「IV. 本体調査 5. (5)」と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

「IV. 本体調査 6. 」と同様とする。

8. 留意事項

(1) 教育委員会及び学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を取り扱うに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 各対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各対象教育委員会、対象学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各対象教育委員会及び対象学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に取り扱うとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

カ 各都道府県・指定都市教育委員会においては、本実施要領の趣旨を踏まえ、必要に応じ、近隣の都道府県・指定都市教育委員会と情報共有又は視察等を行い、様々な学校種等における実施状況を把握するよう努めるとともに、域内の市町村教育委員会及び学校に対し、本調査の実施後、その概要等について適切に周知を図ること。

(2) 個人情報の保護

「IV. 本体調査 7. (2)」と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

外国語 : 1.3単位時間相当

イ 生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(4) 障害のある生徒に対する配慮

障害のある生徒については、対象学校の判断により、当該生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用等の配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各対象学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用等の配慮を可能とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、平成30年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

本体調査の実施に関するスケジュール (予定)

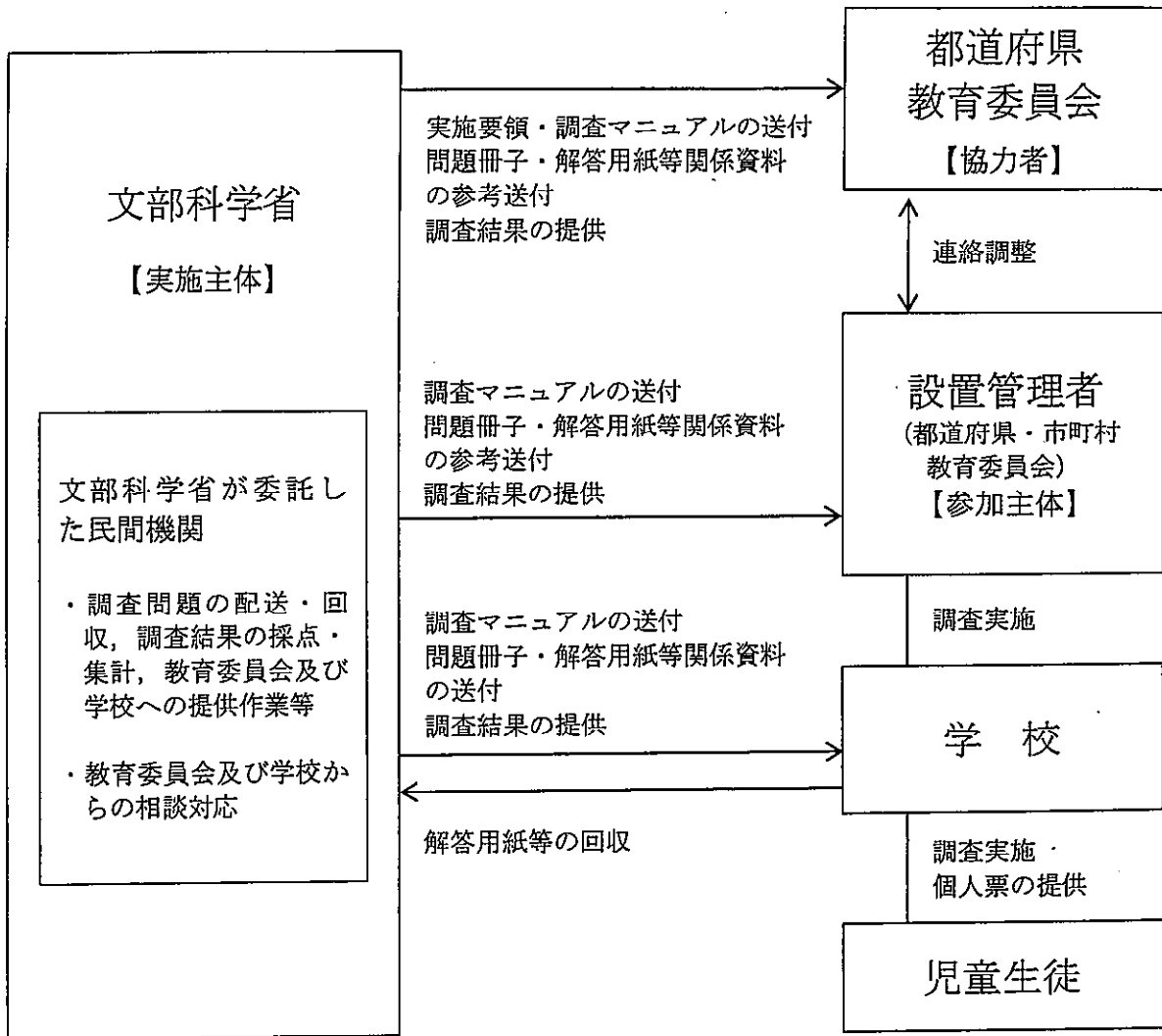
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
29年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	
30年 2月頃	調査マニュアル の作成・配付	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
調査の実施 (平成30年4月17日 (火))				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

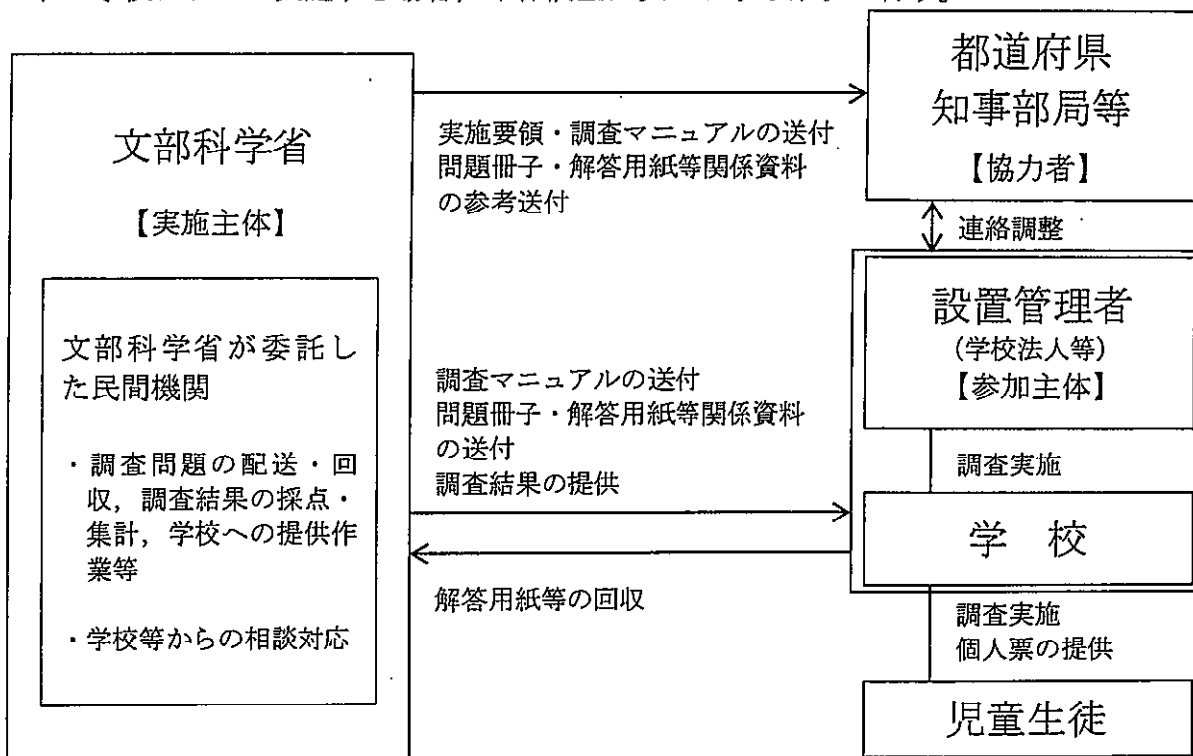
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



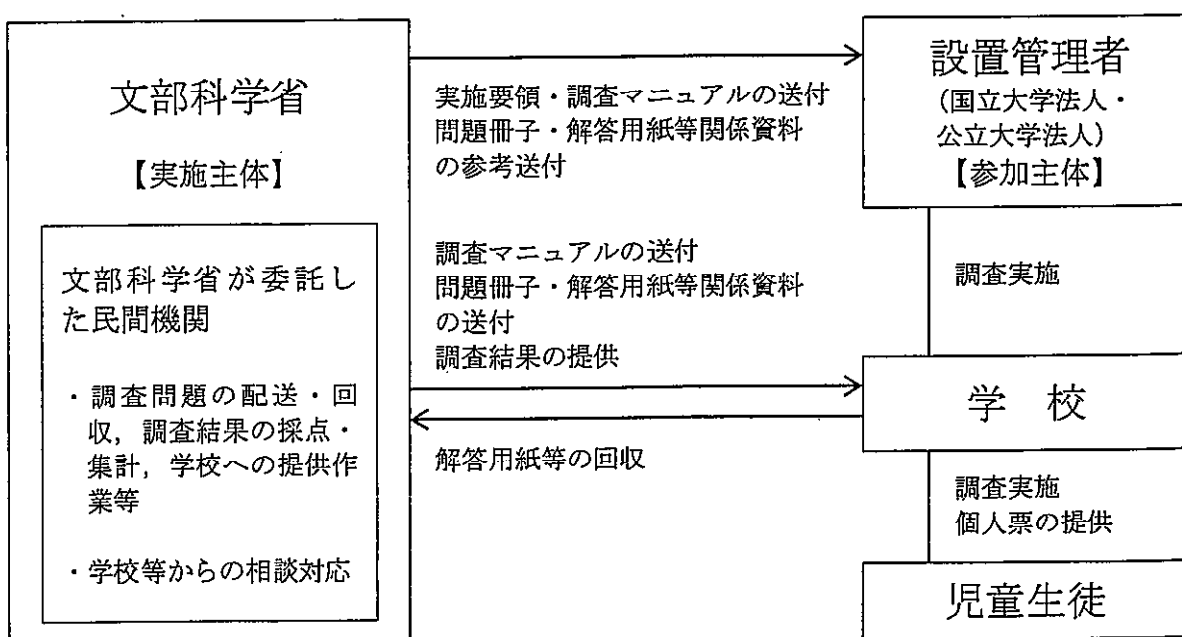
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校, 公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、本体調査は次のような系統で行う。



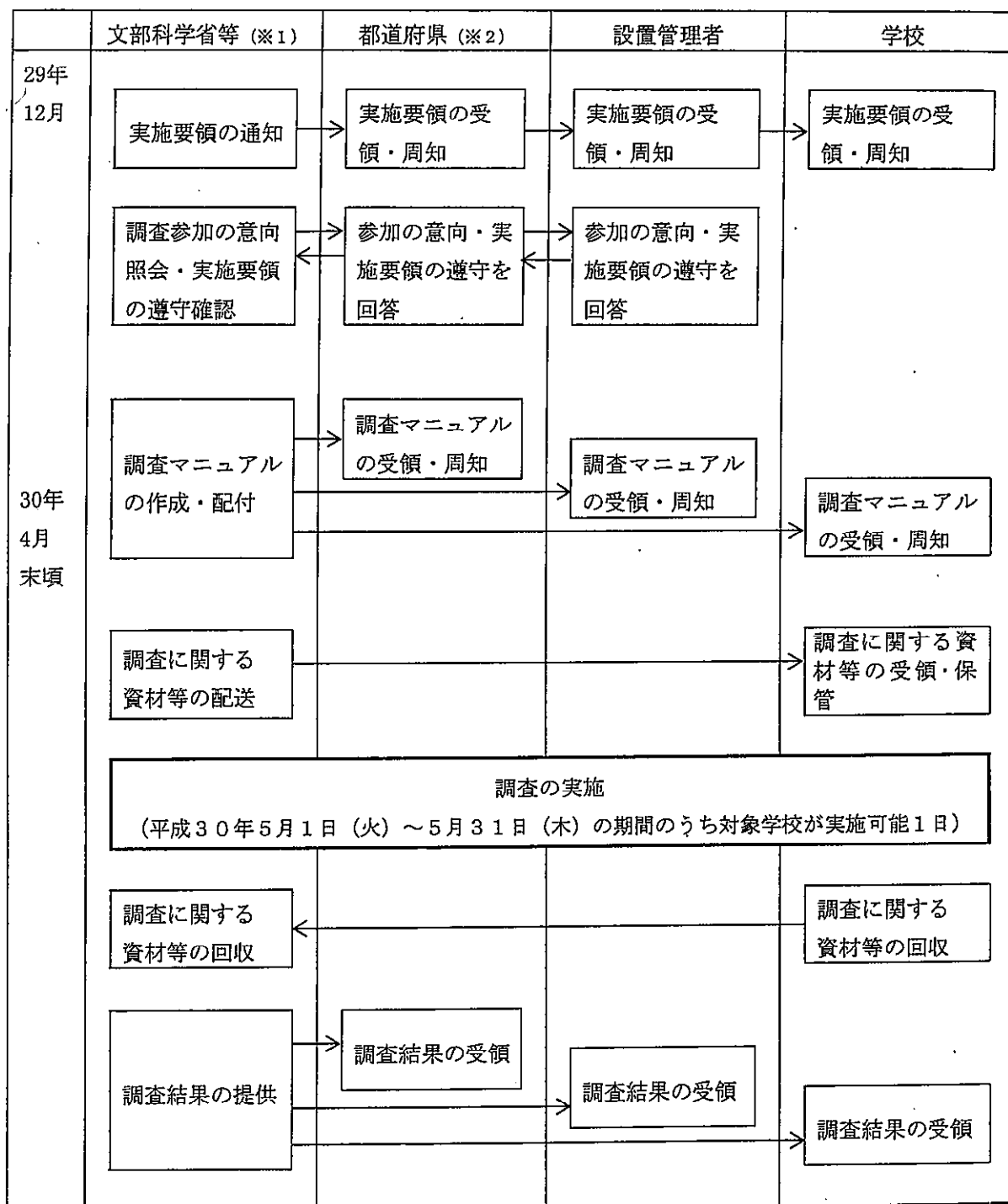
文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・三教科五区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

中学校の英語予備調査の実施に関するスケジュール (予定)

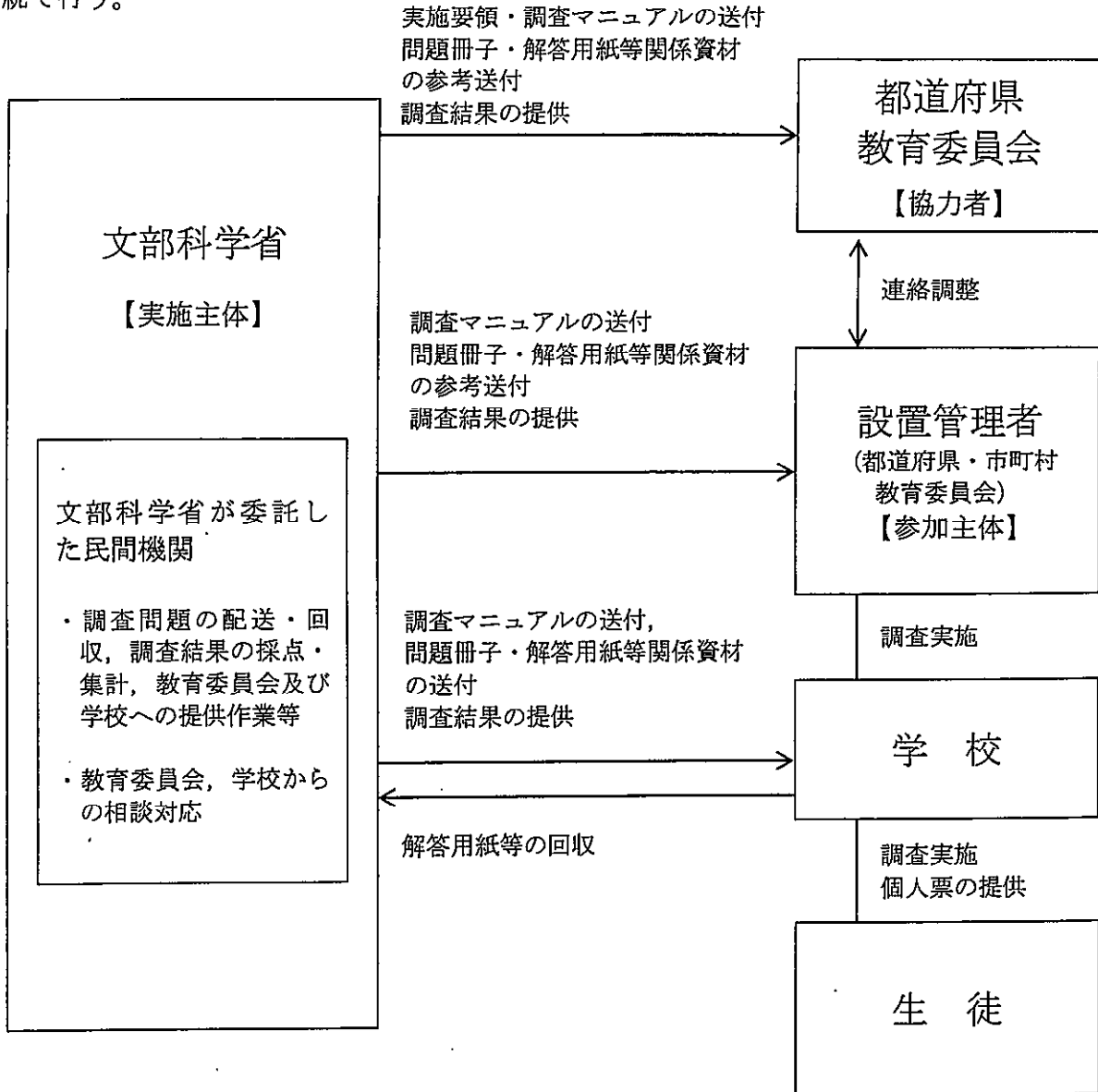


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県とは、都道府県教育委員会をいう。設置管理者である指定都市教育委員会に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

中学校の英語予備調査の実施系統図

市町村教育委員会が設置管理する学校において、中学校の英語予備調査は次のような系統で行う。



議案第 2 号

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則の一部を改正する
規則について

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則の一部を改正するため、教育
委員会の議決を求める。

平成30年 1 月19日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立池の里市民交流センター多目的室の使用料設定等について規定す
るため。

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則の一部を改正する
規則

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則（平成18年寝屋川市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条、第11条、第14条（見出しを含む。）及び第15条中「使用料等」を「使用料」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第2項中「使用料等」を「使用料」に、「使用料等還付申請書」を「使用料還付申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則

No. 1

改正案	現行
<p>(体育施設使用許可の変更) 第8条 (略) 3 体育施設変更許可を受けた者は、既納の<u>使用料</u>が当該変更後の<u>使用料</u>に満たないときは、その差額を、体育施設使用許可変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。 4 教育委員会は、既納の<u>使用料</u>が当該変更後の<u>使用料</u>を超えるときは、当該申請に係る体育施設使用日の15日前までに行われた場合に限り、条例第13条ただし書の規定により、その差額を、体育施設使用許可変更許可書を交付する際に還付するものとする。 (多目的室使用許可の変更) 第11条 (略) 3 第8条第3項及び第4項の規定は、多目的室変更許可に係る<u>使用料</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「体育施設使用許可変更許可証」とあるのは「多目的室使用許可変更許可証」と読み替えるものとする。 (使用料の徴収) 第14条 <u>使用料</u>は、使用許可書を交付する際に徴収する。 (使用料の免除) 第15条 条例第12条の規定により<u>使用料</u>を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (使用料の還付) 第16条 第8条第4項 (第11条第3項の規定により準用する場合を含む。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当</p>	<p>(体育施設使用許可の変更) 第8条 (略) 3 体育施設変更許可を受けた者は、既納の使用料等が当該変更後の<u>使用料等</u>に満たないときは、その差額を、体育施設使用許可変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。 4 教育委員会は、既納の使用料等が当該変更後の<u>使用料等</u>を超えるときは、当該申請に係る体育施設使用日の15日前までに行われた場合に限り、条例第13条ただし書の規定により、その差額を、体育施設使用許可変更許可書を交付する際に還付するものとする。 (多目的室使用許可の変更) 第11条 (略) 3 第8条第3項及び第4項の規定は、多目的室変更許可に係る<u>使用料等</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「体育施設使用許可変更許可証」とあるのは「多目的室使用許可変更許可証」と読み替えるものとする。 (使用料等の徴収) 第14条 <u>使用料等</u>は、使用許可書を交付する際に徴収する。 (使用料等の免除) 第15条 条例第12条の規定により<u>使用料</u>を免除する場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (使用料等の還付) 第16条 第8条第4項 (第11条第3項の規定により準用する場合を含む。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当</p>

改正案	現行
<p>する場合は、<u>条例第13条ただし書の規定により、当該使用料に相当する額を還付する。</u></p> <p>2 <u>使用料</u>の還付を受けようとする者は、使用する貸出施設に係る<u>使用料</u> 還付申請書を教育委員会に提出しなければなら ない。</p> <p>附 則(平成18年教委規則第12号) (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の寝屋川市立池の里市民交流センター一条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後について適用し、同日前については、なお従前の例による。</p>	<p>する場合は、<u>条例第13条ただし書の規定により、当該使用料等に相当する額を還付する。</u></p> <p>2 <u>使用料等</u>の還付を受けようとする者は、使用する貸出施設に係る<u>使用料等</u>還付申請書を教育委員会に提出しなければなら ない。</p> <p>附 則(平成18年教委規則第12号) (施行期日)</p> <p>この規則は、平成18年9月20日から施行する。</p>

議案第3号

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則の一部を改正する
規則について

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年1月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ施設情報システムの登録に際し、指定管理者では登録料の徴収ができないことから、所管である文化スポーツ室で行うため。

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則の一部を改正する
規則

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則（平成 20 年寝屋川市規則、寝屋川市教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（利用料金等の徴収方法）

第 8 条 情報システムを利用してスポーツ施設を利用する場合に係る利用料金は、スポーツ施設を利用した日の属する月の翌日の 18 日（当該日が金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日後初めて営業する日）に、口座振替の方法により後納しなければならない。ただし、利用料金を滞納した場合は、市長が別に定める方法により当該利用料金を納入しなければならない。

2 第 5 条第 2 項及び第 11 条第 3 項に規定する実費は、オーパスカードを交付し、又は再交付する際に支払わなければならない。

第 12 条第 1 項第 5 号中「利用料金等」を「利用料金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則第 8 条の規定は、この規則の施行の日以後にオーパスカードを交付し、又は再交付する場合におけるオーパスカードの作成又は再発行に要する実費の徴収について適用し、同日前にオーパスカードを交付し、又は再交付する場合におけるオーパスカードの作成又は再発行に要する実費の徴収については、なお従前の例による。

寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則

No. 1

改正案	現行
<p>(利用料金の徴収方法)</p> <p>第8条 情報システムを利用してスポーツ施設を利用する場合に係る利用料金は、スポーツ施設を利用した日の属する月の翌月の18日（当該日が金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日後初めて営業する日）に、口座振替の方法により後納しなければならぬ。ただし、利用料金を滞納した場合は、市長が別に定める方法により当該利用料金を納入しなければならぬ。</p> <p>2. 第5条第2項及び第11条第3項に規定する実費は、オーバーカードを交付し、又は再交付する際に支払わなければならない。</p> <p>(利用の一時停止又は登録の廃止)</p> <p>第12条 市長又は教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、職権で情報システムの利用を一時停止し、又は登録を廃止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利用料金の滞納があったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1. この規則は、平成30年2月1日から施行する。</p>	<p>(利用料金等の徴収方法)</p> <p>第8条 スポーツ施設の利用に係る利用料金並びに第5条第2項及び第11条第3項に規定する実費（以下「利用料金等」という。）は、それぞれ利用料金についてはスポーツ施設を利用した日の、実費についてはオーバーカードを発行した日の属する月の翌月の18日（当該日が金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日後初めて営業する日）に、口座振替の方法により後納しなければならない。ただし、利用料金等を滞納した場合は、市長が別に定める方法により当該利用料金等を納入しなければならぬ。</p> <p>(利用の一時停止又は登録の廃止)</p> <p>第12条 市長又は教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、職権で情報システムの利用を一時停止し、又は登録を廃止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利用料金等の滞納があったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

改正案	現行
<p>(経過措置)</p> <p>2. この規則による改正後の寝屋川市スポーツ施設情報システムに関する規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後にオースカードを交付し、又は再交付する場合におけるオースカードの作成又は再発行に要する実費の徴収について適用し、同日前にオースカードを交付し、又は再交付する場合におけるオースカードの作成又は再発行に要する実費については、なお従前の例による。</p>	